

## 生活環境等の保全・整備に関する提言

地域社会における安全で快適な生活環境づくりを推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 地球温暖化対策の推進

- (1) 地球温暖化対策計画における温室効果ガス削減目標を達成するため、都市自治体を実施する施策に係る財政措置を拡充すること。
- (2) 電力の小売全面自由化に伴い、都市自治体が地域の温室効果ガス排出量の算出に必要な情報を把握できない状況にあることから、すべての小売電気事業者が同情報を開示するよう必要な措置を講じること。
- (3) 次世代自動車の技術開発や普及促進に係る支援措置を拡充すること。  
また、都市自治体が次世代自動車を積極的に導入できるよう財政措置を拡充すること。

### 2. 地域循環共生圏の創造に当たっては、都市自治体等のこれまでの取組を尊重し、十分に意見を聞いたうえで、関係府省庁が連携し、具体的な施策や制度を構築すること。

また、地域循環共生圏について広く国民に周知するとともに、都市自治体が各地域で多様な取組ができるよう支援措置を講じること。

### 3. PM2.5（微小粒子状物質）については、現象解明やシミュレーションモデルの高度化、全国一律の注意喚起制度の整備、都市自治体と他国の友好都市等との連携・協力の取組に係る支援など、総合的かつ広域的な対策を講じること。

### 4. 浄化槽、コミュニティ・プラントの整備等に係る支援

- (1) 浄化槽の整備・更新等に係る財政措置を拡充すること。
- (2) コミュニティ・プラントの基幹的設備改良に係る財政措置を講じること。

### 5. 石綿（アスベスト）による健康被害対策を推進するため、石綿関連所見を有する者への検診の実施など、恒久的な健康管理制度を構築すること。

6. 水質浄化や湖辺環境の保全など、湖沼の水環境保全に係る施策を推進すること。
7. 生態系等に係る被害を防止するため、外来種対策を強化すること。
8. 令和2年度末をもって効力を失う公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（公害財特法）を延長するとともに、公害防止対策事業の推進に必要な財政措置を講じること。
9. 国立公園の特別地域において、景観や通行の支障となる雑木を適期に伐採できるよう木竹の伐採に係る許可基準の緩和など、必要な措置を講じること。
10. 地熱発電の開発に係る温泉の掘削等が温泉資源の持続可能な利用に影響を及ぼすおそれがあることから、地熱発電と温泉利用が共生できるよう温泉資源の保護に係る法改正を含めた必要な措置を講じること。
11. 新型コロナウイルス感染症対策関係
  - 休業や宿泊人数の制限等により、大幅な減収に見舞われた山小屋の事業継続に万全の対策を講じること。
  - また、山小屋における感染症対策や感染症リスクの高まりを防ぐための環境配慮型トイレ導入に係る支援等を拡充すること。